

別記様式1

明 細 書

令和5年10月20日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒516-1106）三重県伊勢市横輪町586番地

（ミエケンイセシヨコワチョウ586バンチ）

名称（フリガナ）：横輪町活性化委員会（ヨコワチョウカッセイカイインカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 上田 和夫

ウェブサイトのアドレス：<http://heart.pro.tok2.com/yokowa/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：横輪いも（ヨコワイモ）、Yokowa Imo

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：三重県伊勢市、度会町、松阪市、津市、鳥羽市、志摩市、多気町、
明和町、大台町、玉城町、大紀町、南伊勢町

5 農林水産物等の特性

「横輪いも」は、東南アジア等の熱帯地方を原産とする大型のやまのいもであるダイジョ（*Dioscorea alata* L.）の一種でありながら、大人のこぶし程度と小さく、すりおろすと強い粘りをもつ希少なやまのいもである。

料理に使いやすいサイズであることから、その強い粘りをいかし、すりおろした「横輪いも」に白菜等でとった出汁と味噌を合わせて作る家庭料理「横輪のとろろ汁」に使われるなど、地域に欠かせない食材として定着した。

また、地域の自然条件をいかした生産方法で長年地域に密着してきた伊勢を代表する農産物として「伊勢ブランド」に認定されている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）種芋及び栽培方法

横輪町活性化委員会が配布する「横輪いも」の種芋又は生産者が自家増殖した「横輪いも」の種芋を用い、「横輪いも栽培指針」に従って栽培する。

（2）出荷規格

横輪町活性化委員会が定める出荷規格に基づき出荷する。なお、病害虫による傷や病気等が軽微なものについては、これらを取り除いた上で、加工用として出荷できるものとする。

（3）最終製品としての形態

「横輪いも」の最終製品としての形態は、青果(やまのいも)である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「横輪いも」は、東南アジアなどの暖かい地域を原産とし、日本では主に九州や沖縄などで栽培され、大きなものは50kg 近くにもなる大型のやまのいも「ダイジョ」の一種とされている。

昭和3年頃に、横輪地区から九州に移住した夫婦が帰郷の折に横輪町の本家に持ち帰り畑に植えたのが栽培の始まりで、その後、町内の人々に種芋を分け、栽培が広まったとされている。

「横輪いも」が一般的なダイジョよりも小ぶりである理由は、生産地の気候が原産地と比べて冷涼であり、その環境に適応した栽培体系が定着したためと考えられている。また、生産地の石灰岩を含むアルカリ性の土壌が「横輪いも」の栽培に適していたことや、小ぶりのいもが家庭料理に使いやすく地域住民に重宝されたことが、この地に定着した要因とされている。

その後、需要の増加に伴い「横輪いも」の生産及び販売の振興などを図ることを目的として、平成25年に「伊勢の横輪いも推進協議会」が設立され、そのメンバーである三重県、伊勢市、生産者、取引先の大手食品事業者が協力し、生産者が培ってきた栽培技術を体系的に整理して「横輪いも栽培指針」に取りまとめた。その結果、課題であった生産量も増加し、知名度が高まり生産者も増加した。

「横輪いも」は、栽培の広がりとともに家庭で日常的に使われるようになり、強い粘りをいかした地域ならではの家庭料理「横輪のとろろ汁」が定着していった。「横輪のとろろ汁」は、一般的な「とろろ汁」とは作り方が異なり、すりおろした「横輪いも」に白菜等の野菜でとった出汁と味噌を合わせた味噌汁を加えて作るとろろ汁で、味噌のコクが横輪いもの甘みを引き立てる家庭料理である。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「横輪いも」は、昭和3年頃に生産地に持ち込まれ栽培が始まったのが起源で、その後、徐々に栽培が広まり、家庭料理として浸透していくなかで、横輪町内で個人売買や小規模な小売も行われていた。

平成18年には「横輪いも」を町外にも大々的に販売していこうという機運が高まり、横輪町民で構成された「横輪町活性化委員会」が発足した。

平成23年には、三重県固有の優れた農産物やその加工品等を専門家の視点で評価して発掘する三重県の「三重のバイオトレジャー発見事業」において、その土地にしかない希少な素材の一つとして「横輪いも」が選定され、本事業によるPRの後押しにより県内における認知度が向上した。

また、平成25年には、大手食品事業者が行う、地域の伝統的な食文化を守り応援する「フードアルチザン（食の匠）活動」の対象となり、三重県内の量販店のほか、フードアルチザンショッピングサイトにて、全国に向けて販売されてきた。当初、三重県内の1店舗でスタートした販売も令和5年現在では県内外の18店舗に拡大しており、一般的な野菜売り場だけでなく、オリジナルギフトとして、お歳暮特設コーナーでの取扱も行われている。

令和４年には、伊勢市の土壌、水、気候条件、原材料等を十分に活用して生産され、長年、伊勢で生産・製造されて地域に密着してきた、伊勢を代表する商品であるという点が評価され「伊勢ブランド」に認定された。

さらに、地域の小学校の児童を対象とした「横輪いも」の収穫農業体験・試食会を継続しているほか、地域の高校生と協力して「横輪いも」の粘りをいかしたカステラを開発し、三重県内の量販店で高校生自ら販売を行うなど、「横輪いも」が地元の教育活動の一翼を担っている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

- ☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当する
商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）

法第13条第2項該当の有無：

- ☐ 法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☒ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当しない

10 連絡先（文書送付先）

